仕 様 書

第1 件名

令和5年度HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会の運営及びPR企画業務委託

第2 目的

ロシア・ウクライナ情勢により、世界中でエネルギー価格が高騰し、国内の電力需給について厳しい状況が続いている。そのような状況を踏まえ、都は当面の電力ひっ迫という危機を乗り越え、その先を見据えた「脱炭素社会」の実現に向け、電力を「⑪減らす、①創る、①蓄める」のHTTの取組を実施している。

本事業を通じ、実行委員会と都が連携し都内の事業者等に対してHTT推進に向けた取組の普及啓発及び情報発信を行うため、イベント等の実施及び都の主催イベント等へのPRブース出展を行う。

第3 履行場所

委託者が指定する場所又は委託者と受託者が協議の上決定した場所

第4 契約期間

令和5年4月1日(土)から令和6年2月29日(金)

第5 通則

- 1 契約締結後、速やかに委託者と打ち合わせを行い、本仕様書の内容を十分に理解し、業務実施体制図、業務実施行程表等を詳細に明記した委託実施計画書を契約締結後1週間以内に提出すること。
- 2 PR事業の企画・運営に当たっては、以下の事項に留意すること。
 - (1)無理のないスケジュールを立案すること。また、適切な進行管理を行い、期限を遵守するとともに、確実に業務を執行すること。なお、やむを得ない事情により、計画を変更する場合は、委託者と事前に協議を行うこと。
 - (2) 関連業者等との協力体制 (ネットワーク) を最大限活用し、費用対効果の高い内容 とすること。
 - (3) 実行委員会加入団体が連携して本事業を盛り上げられる企画を作成すること。また、 企画の実現に向けた各団体との調整等については委託者の指示に従うこと。
 - (4) 本事業の認知度向上、イベント等における集客を効果的に行うための広報計画を作成すること。計画には、各イベント等の開催期間前に実施する広報を必ず含めること。 広報等の具体的な内容・手法等は、委託者と協議のうえ決定し、広報物を制作すること。

- (5) イベント等の協賛団体について、団体名・ロゴを用いるなどし、イベント会場や実 行委員会HP等において、効果的に発信すること。
- (6) イベントの時期・場所・来場者層を考慮し、各イベントで重点的にPRする内容を 委託者と協議の上決定すること。また、各イベント及びイベント全体を通じてHTT に取組む意義を効果的にPRすること。
- 3 受託者は、委託内容及び業務の進め方について委託者と綿密に連絡を取り、かつ、十 分に打合せを行った上で業務を実施すること。
- 4 イベント会場については委託者が確保する。また、イベント会場の賃借料については、 別途委託者が負担する。

第6 委託内容

本事業の趣旨を十分理解した上で、効果的なPR事業の展開が図れるよう、「第2」の目的を踏まえ、次の業務を行うものとする。

- 1 実行委員会事務局の運営に係る業務
- (1) 会議の運営業務

令和5年度に3回程度開催する実行委員会の会議運営を行う。なお、実行委員会の参加者は各回10名程度とする。

ア 実施する場所

委託者が確保する。その際の会場使用料は委託者が負担する。

※年3回程度開催予定

イ 業務内容

- 会議資料作成支援(座席表、名簿等の作成)
 ※令和5年度に実施するイベント等の事業計画作成:2回程度
 (Tokyo Cool Home & Biz 1 回、Tokyo Warm Home & Biz 1 回)
- 配布資料の準備
- 会議の運営(受付・会場セッティング等)
- ・ 議事録の作成
- ・ 実行委員会開催の出欠とりまとめ
- (2) 協賛の募集について

本イベントをより魅力あるものとするための企画内容の充実を目的として、協賛を募り、積極的に活用すること。なお、協賛を募る場合は、下記条件を満たすこと。

- ア 協賛募集要項ほか必要な資料については受託者が製作し、委託者の承認を得た上で、幅広く募集すること。
- イ 協賛内容は、資金、物品、その他役務の提供等とする。
- ウ 協賛内容に応じた露出等の条件を実行委員会と協議の上、決定すること。ただし、イベント名称に協賛事業者名等を付記することはできない。
- エ 協賛事業者等から提供された電気自動車の会場への搬出入及び会場外における電 気自動車の一時保管場所(駐車スペース)の確保

- ※電気自動車の取り回しに当たって、受託者が運転を行う場合は、車両保険に加入すること。
- オ 協賛金を原資とする企画の内容や協賛金の取り扱いについては、実行委員会と受託者との間で別途覚書等を取り交わすこととする。なお、予定した規模の協賛が確保できなかった場合においても、自己の責任において当初企画を確実に実施すること。
- 2 PR・イベントの企画・運営業務
- (1) F C 東京と連携した Tokyo Cool Home & Biz の P R 実施F C 東京と連携し、夏の節電・省エネに向けた普及啓発のイベントを行う。
 - ア F C 東京所属選手と都知事のトークセッションの実施 クールビズ、節電や省エネをテーマにしたトークセッションをプレス向けに都庁 で実施する。
 - (ア) 実施時期 令和5年4月下旬から5月上旬令和5年5月19日から行われる春の食フェスティバル2023の ブース出展時に放映できるよう動画を編集すること。
 - (イ) 実施場所 都庁内会議室
 - (ウ) 当日の衣装
 - ・本トークセッションに登壇する選手、知事、司会者(FC東京にゆかりのある女性タレント等を想定)は、クールビズの着こなしを発信するという本事業の趣旨に適した衣装とする。知事の衣装については、別途委託者より指示する。
 - ・本トークセッションで利用する衣装については、レンタルを活用することを基本 として手配すること。

(工) 広報

- ・トークセッションの収録は、プレスレビューとして行うこと。
- ・国内のメディアを招聘し、各種メディアを通じ広く発信すること。
- ・トークセッションを収録した動画は、5月から9月までの「Tokyo Cool Home & Biz」期間中に開催されるFC東京のホームゲームで放映するとともに、新宿駅西口広場のサイネージで放映するなど、広く周知すること。
- ・FC東京所属選手及びFC東京にゆかりのある女性タレント等によるクールビズの着こなしについてSNS等を通じて発信すること。
- ・F C東京の選手等が着用したクールビズファッションの展示を東京都庁1階中央の展示スペースに展示すること。
- ・展示期間は5月22日~26日(予定)とし、設営については委託者と調整し別 途協議のうえ実施すること。
- イ F C 東京が企画する S D G's 啓発イベントへのブース出展 F C 東京ホームゲームで実施する本イベントにブースを出展すること。
 - (ア) 実施する場所 味の素スタジアム 青赤パーク

(イ) 実施日 6月24日(土) 午後3時から午後7時(予定)

- (ウ) 実施内容(予定)
 - ・上記アで制作するトークセッション動画の出展ブースでの放映
 - ・上記アのトークセッション時に選手や女性タレントが着用した衣装の展示
 - ・夏のクールビズ商品の展示や電気自動車からの給電等の展示
 - ・FC東京と連携したHTT<電力を回減らす・①創る・①蓄める>ロゴマークを 使ったノベルティの製作及び配布

(工)業務内容

- ・イベントの実施計画作成及び効果的PRの企画
- イベントの運営

※レイアウト作成、動線等の運営に関わる計画を委託者と協議の上作成すること。

・イベント会場の設営・撤去

※会場装飾の考え方をまとめた会場装飾計画を委託者と協議の上作成すること。

- 各種製作物の作成
- ・電気自動車等、各種機器の取り回し

(オ) PRの実施

- ・HTTに関連する展示スペースを設置すること。
- ・展示スペースにおいては、委託者が提供する夏のクールビズや夏の節電に資する 関連機器等を展示するとともに、受託者は通行人の目に留まるHTT関連展示品 を少なくとも4点提案し、展示すること。
- ・展示物は日・英対応を原則とし、英語対応が可能な説明員を少なくとも1名常駐 させること。

(カ) その他

- ・展示したクールビズファッション及び夏のクールビズ商品等の展示アイテムは、 イベント開催後も都が実施するイベントで活用できるよう、倉庫などを確保し保 管し、適宜利用できる状況を保つこと。
- ・委託者より指示する都及び都関係のイベントに、上記アイテムを使って出展する こと。出展は2回程度を予定している。

なお、出展するイベントの1つは、春の食フェスティバル 2023 (令和 5 年 5 月 1 9 日~2 1 日実施) となる。出展に当たってのスペースは 3550 mm×5310 mmとし、コンセント 1 回路、販売用パイプテント、テーブル 3 卓、椅子 12 脚が基本設備として用意される。詳細は、実行委員会から別途提示する。

(2) F C 東京と連携した Tokyo Warm Home & Biz のイベントへの出展

FC東京と連携し、冬の節電・省エネに向けた普及啓発用の展示ブースを都主催のイベントで出展すること。

ア 出展するイベント等(予定)

出展を想定している東京都イベントは以下の通りとする。その他、受託者からの

提案又は委託者から別途指示するイベント・展示会について 2~3 回程度ブース 出展を行うこと。

- (ア) 産業交流展
- (イ) 女性首長によるびじょんネットワーク
- (ウ) Tokyo Lights2023

イ 実施時期(予定)

アで示したイベントの実施予定時期は以下のとおりとする。(前年度実績ベース)

- (ア) 10月から11月頃の3日間
- (イ) 11月頃の2日間
- (ウ) 9月から12月頃に2回各3日間実施

ウ 実施内容

- (ア) 共通事項
- ア) 各イベントの来場者層や、出展者層等を踏まえて出展ブースを企画し、委託 者に提案すること。ブースの企画に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ①HTTの推進のため、電力を使わず暖かさを保つアイテム (スリッパ、クッションなど) を紹介する「あったかアイテム見本市」を基本とすること。

【展示製品例】湯たんぽ、エコカイロ、節電マット、エコ加湿器、フットウォー マー、スリッパ、クッションなど

- ②オフィスや家庭等、場所ごとの雰囲気を作るなど工夫した展示を企画し、実施すること。 (例えば、屋外用ラグと椅子を設置し、あったかアイテムを体験できる空間を用意するなど)
- ③委託者が提示するHTT<電力を回減らす・①創る・①蓄める>ロゴマークや 冬の節電キャンペーンのロゴイメージ、コンセプトに合った展示アイテム等を 選定し、委託者と協議の上決定すること。決定した展示アイテムを出展イベン ト実施までに用意し、出展ブース内で展示をすること。また、委託者が貸与す るHTTに関連する動画等を放映することを想定しているため、各ブースにモ ニター(65インチ程度想定)及びモニター台を用意し設置すること。
- ④受託者の提案又は委託者の指示により出展する都及び都関係のイベントにおいて、上記アイテムを活用できるよう、倉庫などを確保し、適宜利用できる状況を保つこと。
- イ)開催後も使用できる品質のノベルティを 5,000個程度製作すること(エコバックなど想定)。ただし、5,000個の種別は問わない。効果的な活用方法を提案し実施すること。製作するノベルティには委託者が指定する「HTT<電力を印減らす・①創る・①蓄める>ロゴマーク」をあしらったデザインとすること。また、製作するノベルティの一部はFC東京と連携し

たノベルティを製作すること。詳細については、契約締結後にFC東京と調整すること。

- ウ) 都がHTT推進支援策を紹介するために製作したパンフレット、チラシ類を 設置、配布すること。
- エ) 各イベントにおいて、来場者等がブースを見たことをきっかけに、節電や省 エネ行動を喚起されるような展示内容にすること。

(イ) ブース出展及び展示に当たっての留意事項

- ア)企画及び展示に当たり、委託者及びイベント主催者と密に連携を図り、HT T推進に資する内容とすること。
- イ) 各イベントの出展要領等に従い、指定の期日までにブース内の展示を行うこと。
- ウ) 新型コロナウイルス感染症の再流行等による緊急事態宣言等の再度の発出な ど、新たな事態が生じた場合、主催者側でイベントの規模や実施方法につい て見直しを図る場合がある。

(ウ) 実施体制

- ア) 常時速やかに連絡・調整が可能な事務局を設置し、委託業務を円滑に遂行すること。
- イ) 契約締結後、委託者と協議の上、速やかにスケジュールや実施内容等を記載 した実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ウ) 事業の実施に当たっては、実施業務の詳細について、委託者に協議・報告・ 提案を行いながら進めること。
- エ)都及び委託者がプレスリリース等を行う場合に掲載する画像、写真の提供を 行うこと。

3 HTTの推進に向けた事業者向けPR戦略の策定

本事業を通じて、都内の事業者及び都民に対しHTT推進の取組を訴求し、節電や省エネの行動を促していくため、年間を通じたPR戦略を企画提案し、実施すること。また、上記 2 (1) イ及び (2) ウ (r) イ)で製作するノベルティや広報用ホームページやHTTのSNSを効果的に活用すること。

合わせて、上記2に示すイベント等に各種媒体の国内メディア等を招聘し、各種国内外 メディアにおいて幅広く取り上げられるような、パブリシティの高い取組を行うこと。

4 広報用ホームページの運用・管理及びHTTのSNSの運用

(1)委託者が実施又は出展する全てのイベント情報及び協賛企業の紹介等を行うHPを開設し、保守及び情報更新等を行うこと。なお、掲載期間は令和6年(2024年)2月末までを想定。詳細については、別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」

準拠に係る標準特記仕様書及び別紙2電子情報処理委託に係る標準特記仕様書のとおり。

(2) 委託者は、HTTの普及啓発に対し効果的に情報発信ができるよう、Twitter 等のアカウントを新規に立ち上げ、実行委員会の活動を発信すること。また、別途、委託者が提供する記事についても発信するとともに、委託者が指定するSNSと相互フォローを行うなど連携を図ること。委託終了後は委託者にアカウント権限を移転すること。

5 写真・動画の撮影

- (1) イベント会場の様子や全体像がわかるように撮影を行うこと。また、終了後、PR用の広報素材としても使用するため、これらの用途としても活用できるものを提供すること。(写っている方から了承を得る等)
- (2) 撮影データは、CD-R又はDVD-Rで納品すること。

6 事業の効果測定の実施

本委託によるPR戦略の策定に当たっては、本事業の効果測定が行えるようKPI等を設定し、実施後に報告を行うこと。

また、各イベントが終了するごとに、速やかにアンケートの回収等の効果検証を行い、 終了後2週間以内に報告すること。

第7 履行に当たっての留意点

本件の履行に当たっては、以下の事項に留意すること。

- 1 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。また、再委 託後は事業者及び制作物の指導・管理を入念に行うこと。
- 2 事業の実施に当たり、官公庁等との調整が必要な場合は、委託者と連携し、連絡調整 や文書発出等の事務を行うこと。
- 3 印刷物等(ポスターやチラシ等)を制作する場合は、2案以上提示し、委託者の承認 を得ること。また、校正を3回行うこと。なお、印刷物を作成する際は、別紙3に則 ること。
- 4 この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、別紙4「個人情報及び機密 情報に係る標準特記仕様書」に定める事項に従って契約を履行すること。
- 5 企画提案した内容及び、審査時に確約した内容については、適切な進行管理の上、期限を遵守し、確実に執行すること。
- 6 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、本契約の履行に必要となる一切の経費を含む。
- 7 業務の実施に当たっては、この契約によるほか、各種法令等を十分に遵守すること。
- 8 不慮の事故発生に対する準備を怠らないと共に、下記に挙げる事項を含む保険に加入 すること。
 - (1) 会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備、もしくは運営上のミス等によ

- り、来場者など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより委託 者が負担する法律上の賠償損害に対する保険
- (2) 来場者が会場内でケガをした場合発生する損害に対する保険
- (3) 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材、電気自動車をはじめ委託者からの提供物品等について生じた損害に対する保険

その他、受託者の瑕疵によって発生した損害について賠償すること。

- 9 緊急を要する苦情対応、事件、事故などが発生した場合には、直ちに委託者へ報告し、 委託者と協力して対応すること。
- 10 非常時には、来場者の安全確保・避難誘導に万全を期すこと。緊急時の対応について も運営体制の中に位置づけ、悪天候や地震等による中止等、不測の事態が生じたとき でも、速やかに対応できる体制をとること。
- 11 イベントの実施に当たっては、円滑な運営に足るだけの設営・撤去スタッフ、技術(音響・照明等)スタッフ、運営スタッフを手配すること。
- 12 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、速やかに受託者及び委託者で協議し 決定する。
- 13 受託者は、設営物品の盗難防止や設営機材の安全確保の必要性から、イベント会場に 警備員を配置すること。なお、警備員の配置等の詳細については、出展イベントの主 催団体やイベントスペース管理者と調整の上で決定する。

第8 著作権の取扱い

- 1 本委託に関して作成され、既に他の所有権を有するものを除く一切の成果品及び中間 成果物に関する権利は全て委託者に帰属する。特に著作権等の取扱いは、次のように 取扱う。著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(貸 与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する 現著作者の権利)に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 受託者は、本委託終了後も含め、調査の成果等を委託者の承認を受けないで、自ら使 用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。

第9 書類等の提出

- 1 受託者は、業務に着手する前に次の書類を提出し、委託者の承認を得ること。
- (1)委託着手届 1部
- (2) 実施計画書 1部
- 2 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の書類を提出すること。
- (1)委託完了届 1部
- (2)納品書 1部

第10 成果品及び提出部数

1 成果品及び提出部数

- (1)報告書 3部(A4判製本)
- (2) 本委託業務により作成したPR資料及び制作物(記事・広報物等) 一式
- (3) 上記の電子データ (報告書・媒体の制作データ) 一式
- 2 報告書の原稿

成果品については、総合評価80以上の再生紙を使用し、原則として両面印刷とするとともに、裏表紙に再生紙のマークを入れること。

第11 成果品の納入先

HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局(東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課)

第12 支払い

業務が完了したことを確認後、請求に基づき一括払いとする。

第13 環境への配慮

1 自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等 に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車である こと。
- (3) 環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。 なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示 又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 2 環境に配慮した物品等の使用

報告書及び広報資材等の作成については、次の仕様を満たすものを使用すること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.files/2 021jigyosyohonbun.pdf

(ファイル)

東京都グリーン購入ガイド(2022年度版)【水準1】を満たすこと。

(用紙 (冊子の表紙及び色上質紙を除く。))

東京都グリーン購入ガイド(2022 年度版)【水準1】を満たすこと。 (印刷インキ類)

東京都グリーン購入ガイド(2022年度版)【水準1】を満たすこと。

(リサイクル適性)

東京都グリーン購入ガイド(2022年度版)【水準1】を満たすこと。

3 プラスチック製品の使用

本事業により実施するイベントの運営等に当たっては、プラスチック製品の使用量削減に努めるとともに、東京都グリーン購入ガイド(2022 年度版)に定める基準を満たすこと。

第14 問い合わせ先

HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局

(東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課)

電話:03-5320-4776(直通)